# 会 議 録

名	称	市川市子ども・子育て会議(平成28年度第1回)
謂	<b>義題及び議題</b>	1. 待機児童対策緊急対応プランについて(報告)
有	毎の公開・非	2. 特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について
	公開の別	3. 1~3号認定利用者の保育料について(報告)
※非	公開の場合は公	
文書	公開条例第8条	
のリ	頁号を記載する	
目目	催日時場所	平成28年7月26日(火)午後1時00分~3時00分
用	惟口时场別	市川市役所本庁舎3階 第5委員会室
		高尾公矢 西智子 田口安克 五ノ井きよみ 幸前文子 川副孝夫
出	委 員	吉原正実 村上誠 濱田里美 坂本慈子 野見山直子 知久有美
		服部ひろみ
席	事務局	こども政策部 子育て支援課
	(所管課)	ことも政界部 丁月(文接味
者	関係課等	こども入園課、こども施設運営課、こども施設計画課
	民 际 味 寺	
傍	聴 区 分	<b>旬</b> ( 1 人) · 不可
	会議の概要	
※詳細別紙		
		・次第
-π*•	+ Vie voi	・資料1 待機児童対策緊急対応プラン
配	布資料	・資料2 特定教育・保育施設の利用定員の設定について
		・資料3 1~3号認定利用者の保育料について
特	記事項	

別紙

市川市子ども・子育て会議(平成28年度第1回)(詳細)

- 1 開催日時:平成28年7月26日(火)午後1時00分~3時00分
- 2 場 所:市川市役所本庁舎3階 第5委員会室
- 3 出席者:

委員 高尾公矢 西智子 田口安克 五ノ井きよみ 幸前文子 川副孝夫 吉原正実 村上 誠 濱田里美 坂本慈子 野見山直子 知久有美 服部ひろみ

市川市 こども政策部長、こども政策部次長、子育て支援課(伊藤課長、長久保主幹、正木主任)、こども入園課(塩澤課長、小川主幹、宮内主幹、石井副主幹、井戸田主任)、こども施設運営課(山元課長、長谷川副参事、細川主幹、武田主幹、尾瀬主幹)、こども施設計画課(小西課長、日暮主幹、阿部主査、土江主任主事)

#### 4 議 題:

- 1 待機児童対策緊急対応プランについて (報告)
- 2 特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について
- 3 1~3号認定利用者の保育料について(報告)
- 5 配布資料:
- 次第
- ・資料1 待機児童対策緊急対応プラン
- ・資料2 特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について
- ・資料3 1~3号認定利用者の保育料について
- 6 その他

# 【 午後1時00分 開会 】

高尾会長:	それでは、只今より平成28年度第1回市川市子ども・子育て会議を開催致します。先ほど事務局から連絡がありましたが、本日は2名が欠席されています。委員の半分以上が出席されていますので、本日の会議は成立いたします。次に本日の会議の公開に関して皆様にお諮りいたします。市川市審議会等の会議の公開に関する指針によりまして、個人が特定できる議題等を審議する場合を除きまして、原則公開ということとなっております。本日は特に非公開にすべき議題はございませんので公開したいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。それでは、傍聴人の方がおられましたら、どうぞ中にお入りください。それでは、次第1「待機児童対策緊急対応プランについて」の報告です。事務局より説明をお願い致します。
こども施設	こども施設計画課長でございます。よろしくお願い致します。
計画課長:	本日は、先ほどお配りしました「待機児童対策緊急対応プラン」につ
	いてご説明をさせていただきますので、宜しくお願い致します。また、
	本日お配りしました7月16日号の広報は、この内容を一般市民の方向け
	にわかりやすく別の角度で編集しなおしたものですので、内容的には資
	料とほとんど同じものが掲載されております。また、どちらも市川市の
	WEB の方で公開されておりますので、どなたでもご覧いただけるようになっております。
	うくねりより。   それでは、待機児童対策緊急対応プランの資料に沿ってご説明させて
	いただきます。
	(資料1.「待機児童対策緊急対応プランについて」に基づき説明)
高尾会長:	それでは、只今「待機児童対策緊急対応プラン」について事務局より
	説明がございましたが、ご意見やご質問がありましたらお願い致します。
	はい、川副副会長さん。
川副副会長:	やっと積極的に、市川市が具体的な行動をしたということについては
	評価しております。この待機児童の対策で、保育士の確保というところ
	に市川市の職員募集という広報のページがあるのですが、公立保育園で
	が 60 名の保育士募集がされています。これをお聞きした時に、私立の保
	育士の確保にはかなりの困難をきたすと考えましたが、このことに対し
	てはどのように考えてらっしゃるのでしょうか。

それから、二つ目になりますが、私たちの協会では各園で保育士が不足し、待機児童が受け入れられないという状況が生じております。やはり、待機児童の対策のためには保育士の確保が重要です。処遇の改善が大事だと思います。常勤の正規職員の採用がなかなか難しいということでしたら、短時間保育士の雇用についての視点を持つことも選択肢の一つではないでしょうか。潜在保育士については、国でも、働き方の時間を問題にしています。70万人近くいらっしゃる潜在保育士・短時間保育士の中には、やはり子育てと仕事の両立をさせたい方や、早番や遅番のない働き方など、様々な就労形態を望んでいる方がいらっしゃいます。このことに対しては私立でもすごく重要な視点だと思っております。

資料で、潜在保育士等を公立保育園で雇用をし、実習等を行う、としていますが、これは公立保育園と私立保育園との両方で行っていかなくてはならない課題かと思うのですが、公立では潜在保育士に対してはどのように取り組んでいらっしゃるのでしょうか。それから、今後私立に対しても進めていく上で、協会で保育士を採用して各園に派遣をするということを考えているのですが、派遣法で引っかかるとか、その問題点があるのかどうか等のアドバイスをいただければと思います。

#### 高尾会長:

それでは、事務局の方から説明をお願い致します。

## こども施設 運営課長:

こども施設運営課でございます。只今 2 点ご質問をいただきまして、 まず保育士の確保でございます。

ご覧のとおり市川市としては、正規職員で任期を定めない保育士を30名、任期を定める保育士を30名募集しております。参考までに申し上げますと、任期を定める保育士の採用の仕方は3年を超えて最大で5年まで継続してその事業に充てることができます。もちろん、次のところにまた試験を受けてお移りいただくことは可能になっております。

協会のほうは危機感があるということですが、船橋市の去年の取り組みですとかそういったところで非常に心配されているのかと思います。 私どもが和洋の大学ですとか、様々なところから情報をいただく中では、学生さんの志向というのは二つに明確に分かれていると聞いております。保育士さんを目指す方の中では、公立を目指す方と民間を目指す方というような整理が学生さんの中であるように聞いておりまして、私どもが大学を回って説明会をしている中でも、こちらでも対象となる学生さんへの声かけですとか、そのような場所でもこういった実態がありますというお話をだいぶお聞きします。ただ、その中であっても市の側へ 応募して採用をする方だけで全て民間とのバランスがとれるとは考えておりませんので、まさにこちらにあるような保育士確保の対策を今まで一つも行ってきませんでしたが、それを今回始めたということが大変大きな違いかと考えております。引き続き協会の方とも意見交換をしながら、何をすれば更に効果を高められるのかということの研究をしながら進めていきたいと考えております。

二点目の短時間の保育士さんについてですが、例えば調理員さんなども含むのでしょうか。これは今年の春先、1月くらいに私どもも公立の職員の確保でだいぶ苦戦をしまして、働き方に問題があるのではないかということから、ご本人が希望されている場所と、曜日や時刻、それらを全て丸呑みにした状態で採用をすることにいたしました。そのようなことで組合との折り合いもつけて取り組みを始めたところ、4月から資格のある保育士さんや資格のないパートの方、給食の調理員さんなど、それぞれ18人を超える数の応募があり、確保ができています。これは各保育園の園長や主任など、スタッフが以前にその園に関わりがあった人だとか、それから知り合いのつてですとかでそれだけ確保してきた人数ですので、裏返すと私立の保育園の側でも同じような取り組みをされればご近所にもいらっしゃると思います。

私どもは保育職員バンクというものを実は設定しておりまして、そちらにまだ働きたくはないけれど登録をしておきたい、という方は登録ができる仕組みになっております。ただ、私どもがお声掛けをした方は、公立保育園での勤めを希望されている方になっておりますから、残念ながらバンクにいくよりは公立保育園に入ってしまっているということがございます。どんどんこの人数が増えていけば、フルタイマーになられる方やあるいは違う園にいってみたいという方もいらっしゃるかと思いますので、その中で先ほど川副先生がおっしゃられたように、協会が人材を上手くプールして足りないところへ供給していくという仕組みは非常に有用だと思いますので、併せて研究をさせていただければと思います。以上です。

#### 高尾会長:

他にご意見がありましたらお願い致します。はい、服部委員さん。

#### 服部委員:

服部です。保育士の処遇のことなのですが、前回も少しお話しましたが、ここ何年かで事務的な作業がとても増えたと現場の先生からうかがいました。残業はなるべくしないでほしいとの市の要請があり、個人情報のこともありますから持ち帰りはできないので、作業をする時間が取

	れなくて大変だという話をよく耳にします。その辺りは事務員さんがいればもう少し集中して保育ができるようになるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。
高尾会長:	では、事務局の方から説明をお願いします。
こども施設 運営課長:	こども施設運営課長です。まず時間外についてですが、私どもの方から公立保育園の園長以下に、少なくともここ2年以内・平成26年度以降では、時間外は「明日にできるものは明日にしてください」という指示はしています。ただし、やらなければいけないことは確実にやってくださいという説明をしていて、時間外をやらないでくださいというニュアンスの話は一切していません。これはしつこく、園長にも、それから文書でも通知をしています。保育日誌を書いたり、次の日の準備をしたり、時間外が必要なシーンが沢山あるのだと思いますので、必要があればやってくださいという話はしています。それから、おっしゃる通り保育園の事務もどんどん複雑化しています。保護者の方の問題もあって昔よりは複雑になっているのだろうと思います。そういう事務を、かつていた人数よりも全体の人数が仮に減っているとすれば、新たな担い手がいてもいいかとは思っておりますので、現場の時間外が事務的なものに忙殺されて発生しているものであれば、それは事務員を上手く投入することで解決ができるかとは考えていますし、そういったことも検討はしております。
高尾会長:	よろしいですか。
服部委員:	今のお返事を聞いて「よかった」と思ったのですが、実際に私が聞いたのは去年の話で、ずっと前の話ではないです。臨時職員の方などは作業をやり残しても次にできる日がないのでそういう指示なのかはわからないのですが、実際に臨時の方は時給で計算されていると思うのですがそういったものがつかないでお仕事をされているという現状が、市川市の中の保育園の全部の園ではないようですがあるようです。それが事務作業が増えたことによるということを何人かの保育士からうかがっております。その辺りの事務作業が他で補えると保育に集中できていいのではと思いました。
高尾会長:	他によろしいでしょうか。はい、坂本委員さん。

# 坂本委員: 坂本です。このいちかわ保育ルームの 3 施設の中に私の娘が通う幼稚 園が含まれておりまして、19日の日に説明会に参加し、お話を聞かせて いただきました。一つ質問で、この保育ルームというものは場所は幼稚 園を使用するということですが、保育ルームと幼稚園とは全く別口のも のなのでしょうか。 説明会の際にお話を聞きし、まだこれから色々なことを考えていかれ るのだということはわかったのですが、他の保護者の方ともお話をして いて説明会を受けて納得をしたというよりも、これからどうなっていく のかという不安の方が多いので、保育ルームのほうが具体的になってき てからもう一度説明に来ていただいて、保育ルームはこのようになりま したというようなことを話していただければ保護者としても納得できる のかと思いました。説明を受けて余計に疑問が広がってしまったところ もありますので、もう一度説明会をしていただけるのかどうかというこ とをお聞きしたいと思います。お願いします。 こども施設 こども施設運営課長です。まず一点目に、幼稚園と保育ルームがどう 運営課長: いう関係なのかということですが、私どもが学校を含め公共施設の空い ている部屋があれば使わせてもらおうと見てきた中で幼稚園の施設があ ったものでして、基本的には全く別物です。その開いている空間を借り て、保育園の出先としてやるというふうに考えておりますから、今の想 定では例えば南行徳であれば香取保育園が親の園になって、そこの職員 が支援をしながら南行徳の一室を借りて行う、ということになります。 ご不安の件についてですが、初めて 7 月の頭に説明会で予告をさせて いただいて、事例も他にないですからご不安かと思います。一旦説明を させていただいて持ち帰って研究をして、決まりましたらお知らせしま すと言っている部分もありましたので、このような部分に関してはでき るだけ早く整理をして、皆さん方にお伝えしていきたいと思います。説 明会の実施につきましては就学支援課ですとか、関係部署と協議をしな がら進めて参りたいと思います。 高尾会長: 他に宜しいでしょうか。どうぞ、幸前委員さん。 幸前委員: 幸前です。受け入れ枠の拡大のところでお伺いしたいと思います。 人に聞いた話で確実なデータがあるわけではないのですが、市川市内の 公立の保育園の中には 3 歳児以上が定員割れしているようなところもあ

り、やはり地域によって通いやすい園と通いにくい園があると思うので すけれども、拡大、拡大と言っている中で、そういった通いにくい園で すとか人気の薄い園に対する対応は何か考えていらっしゃるのでしょう か。 高尾会長: では、事務局の方から。 こども施設運営課長です。市域全体にはまだまだ保育ニーズがござい こども施設 運営課長: ます。ですから、そういう理由で定員割れを起こしている、ということ はあまりございません。では、実際にどのような所で定員割れの数字が 出ているのかと言いますと、4歳や5歳くらいの年齢は設定した定員が 30人であれば、30人に対し27人や26人になっているような状態の箇所 が多くなっています。ですから、定員が100人のところでは見た目上、 定員割れになってしまっています。一方、1歳児ではものすごい数の待機 児童がいますし、保育年齢でニーズの違いが出てきていますから、それ には上手く対応しなければならないと考えています。民間保育園にもこ ういった提案をさせていただいておりまして、例えば保育室の入替で対 応するだとか、色々な事をお考えいただいております。公立についても、 そういったことが可能なところについて調整をしながら目標を定めてお りますので、ここには達していきたいと考えております。 よろしいですか。他にご意見がありましたらお願い致します。それで 高尾会長: は、西委員さん。 西委員: 西です。積極的な小規模保育事業所の設置ということで、今まで 3 歳 児以上の枠の確保で幼稚園を中心に移行をという風な方針から、様々な 事業所にということになりますと、ここでは物件確保と備品確保に関し ては補助でサポートをするということが書かれておりますが、一番懸念 されるのは保育の質の問題だと思います。保育の質の問題に関して、市 川市としては小規模保育の事業所に対して『こういうものについては必 ずこういうことを守ってほしい』なり、また保育の中身である保育課程・ 指導案などに関してどの程度の指導をするのか、それから事業所が開設 してからのその後の監査を含めた指導・巡回等も含めましてどのように 考えていらっしゃるのか、具体的にどの程度行う予定でいらっしゃるの か、質の確保についてまずはうかがいたいと思います。

## こども施設 運営課長:

こども施設運営課長です。新しい事業者から事業提案をいただくと、まず私どもはプレゼンをしていただきます。プレゼンをする過程で、必要なところはまずそこで指摘をしていきます。それから、その事業者が既に他に開設している保育園があれば、そちらに担当者が行ってどんな保育をされているのかという確認をしていきます。それも含めて、足りないところがあればこうしてくださいというキャッチボールをし、実際に市川市にその保育園が開設される数か月前から定期的にそのようなことをしています。開設をされた後も、一定期間は定時で必要な指導をしています。

指導する根拠は何かということになりますと、無認可から発生されたかどうかや、新たに始められた方もいらっしゃいますので、市川市としてのガイドラインと呼ばれるものを一緒に考えています。これは公立保育園がベースを作りましたが、民間保育園と今、一緒になって考えていって市川市版を確立しようとしています。その過程の中にあるものであっても参考にはしていただけると思いますので、そういうものを見ていただいて、しっかりと内容を理解して頂こうという取り組みを考えています。以上です。

#### 高尾会長:

他にご意見がありましたらお願いします。

#### 野見山委員:

野見山です。私も小規模保育事業所の事なのですが、0歳から2歳の保 育を小規模保育事業所でおこなって、その後の受け皿として私立幼稚園 のほうの預かり保育にそこへ通われていたお子さんたちが通うというよ うなお話があったと思います。私自身、娘が保育園の一時預かりで預か っていただいて、今は私立幼稚園の預かり保育のほうに通わせていただ いているのですが、やはりお昼寝ですとか、おやつの内容だとかが保育 園とは違いますので、3歳の娘が通っておりますがやはり帰宅するとかな り疲れた状態で帰ってきます。お昼寝がないので、少し難しいのかと思 う面や、おやつの面に関しても保育園では補食としておにぎりやそうめ んなど栄養価のあるものを出していただいておりました。そこまで幼稚 園に求めるのは、とも思いますが、そのような栄養のあるおやつが出て いる状態ではありませんので、そういったところで小規模保育事業所か ら幼稚園の預かり保育に入れたところで内容・質の違いに保護者の方が ギャップを感じることや、子供自身もお昼寝が無いという点での生活の 負担が少し出てくるのかもしれないというところがあると、市の側から もその差のようなものをどういう風にしていくのかというようなことも

	考えていく必要性があるのではないかと思っておりますが、その辺りは
	どのようにお考えなのでしょうか。
高尾会長:	では、事務局の方からお願い致します。
こども入園	こども入園課長です。まず、小規模保育というものが市川市ではまだ
課長:	無いということでございますが、これにつきましては、私どもの方も幼
	稚園の預かり保育事業はまだ始めてから 3 年経過しておりません。先日
	も園のほうにご利用の方にアンケートをとらせていただいたり、現場の
	お母さまたちのご意見等をいただいたりしておりますので、3年経ちまし
	たら事業の内容の見直しをかけてまいります。そちらと合わせまして今
	お話をいただいたような小規模保育の事業を始めますので、移行される
	時期までにそういった内容を精査しまして、必要があれば幼稚園等々の
	ほうにもお話をさせていただく、というようなことになっております。
	まだ検証時期が来ておりませんので、アンケートをとって現状の把握に
	努めているところでございます。以上です。
野見山委員:	ありがとうございます。時間の延長というところはすごくありがたい
	と思いつつも、やはり中身は大丈夫なのでしょうか。子供が幼稚園で教
	育を受けさせていただけて、しかも預かりということはとてもありがた
	いのですが、しかしやはり子供が疲れてしまうのではないかという部分
	や、栄養の面などは保育園の方がもう少し考えてもらえるのかという面
	で選択に不安を感じる保護者の方がいるかと思うので、その辺りが安心
	できるということを市川市として PR していけるとありがたいと思います
	ので、発言させていただきました。ありがとうございました。
高尾会長:	他にはよろしいでしょうか。はい、村上委員さん。
村上委員:	村上です。かなり大規模なプランを立てていただき、ありがとうござ
	います。ようやく私たちの何年か話してきたことに市も動き出してきて
	くれたかと嬉しく思います。実際には来年4月まで8ヶ月くらいしかな
	い状況でプランが出されたのですが、実際これがどれくらい現状で進捗
	があって、先ほどたとえば認可保育園の整備が 7 月末まで公募期間延長
	というお話がありましたけれども、これが絵に描いた餅ではなくて具体
	的に実現可能な目星がどの程度たっているのか聞きたいところと、今年
	市川市でも残念ながら住民の理解が得られなくて保育園建設断念の話が

ありましたので、作ろうとしても地域住民の方の理解等々も進めていか なければならないと思います。市が保育園を建てる上で地域の方の協力 や理解を得るために具体的に考えていらっしゃることがあれば教えてい ただきたいと思いますが、よろしくお願いします。 高尾会長: では、事務局の方からお願い致します。 こども施設計画課長でございます。保育園整備につきましては、今の こども施設 計画課長: ところ 8 事業者について既に計画の承認をさせていただいております。 実際7月末と言いましても、大体締め切りの3,4日前にみなさんご提出 いただくというのが常でございまして、そこでもまだ3件か4件くらい ご相談はいただいておりますので、かなりの確保ができるというふうに 考えております。これはあくまで補助を使って、という形でございまし て、補助を使わず、自分たちの資金で自主整備で行うほうについても 4 件か 5 件くらい既にお話をいただいておりますので、後は地元のご理解 をいただきながら進めていきたいと思います。 昨年までは保育園を立てるという看板が立つまで何も知らなかったと いう方もいらっしゃったということですので、事業者に対しては市の方 にこういう申請をする前に、近隣の方々にご説明をしてくださいとお願 いしております。全員に同意をとれ、というのは絶対的に無理な話でご ざいますので、説明をしてなるべくご納得いただいて進めるしかないと いうふうに考えております。100人に説明をして99人が賛成で1人が反 対で進まない、ということではなくて、その 1 人の方に対して説明をさ せていただきながら、なるべくご理解をいただくという努力をさせてい ただく。保育園が建った後も、説明を続けさせていただくというふうに 市川市としては各事業者にお願いをしているところでございます。以上 です。 村上委員: 小規模保育事業所の方は今どれくらい相談がきているんでしょうか? こども施設 14 施設のうちに幼稚園のほうでやっていただくところが既に 2 施設決 計画課長: まっておりまして、こちらのほうは工事の入札の手続きですとか、そう いった段階に入っていただいています。その他につきましては今のとこ ろ 4 施設、お話をいただいているところです。先ほど申し上げましたよ うに小規模保育事業所は0歳から2歳で、最大定員が基本的に19名とい う上限値になります。今年は規制緩和で22名でいいですよという記載も

	ありますが、基本的には19名になります。例えば空き店舗の改装でした
	ら 2 か月か 3 カ月くらいという形で済んでしまうということも想定され
	ますし、他の市町村にお聞きしても 3 カ月くらいで改修は済んで開園し
	たというお話は聞いております。ですから、12 月いっぱいくらいまでは
	こちらのほうは受付をしようかと考えております。以上です。
高尾会長:	他にはよろしいでしょうか。服部委員さん、どうぞ。
服部委員:	服部です。すみません、もしかしたら以前に説明があったかもしれな
	いのですが、幼稚園における預かり保育というのは 3 歳以上児のみです
	か?幼稚園に在園しているお子さんが対象でしょうか。
こども入園	こども入園課長です。はい、幼稚園に在園している方、それで 3 歳以
課長:	上の方が対象となります。
服部委員:	ありがとうございます。
高尾会長:	他にはよろしいでしょうか。
	待機児童対策は市川の場合には待機児童が 514 名いるということを踏
	まえて、緊急対応プランを立てられて積極的に解消していくという方向
	は見えたと思うのですが、やはり委員の皆様方の意見に出ましたように、
	受け入れ枠を拡大していく中での保育の質に注目していかなければなら
	ないと思います。他市の例ですけれども、松戸市では駅前にたくさん保
	育園を作って子供たちを受け入れているわけですが、毎日そこを通って
	大学に行くときに、これでいいのかと思います。道路沿いの交通渋滞の
	激しい、ビルの一角に小さな施設を作っていて、子供が飛び出したらど
	うするのだろうとビクビクしながら毎日見ております。保育内容も、何
	らかの形で市が事業をきちんとチェックしていく作業が必要なのかと思
	います。松戸市は積極的にやっておりまして、待機児童ゼロと言ってお
	りますが、中身はそのような状況もあるということですので、よくその
	辺りも考えていく必要があるかと思います。
	それから、保育士の確保も積極的に展開していって、どれがどういう
	ふうな効果が効いてくるかというようなことを呈しながら今後やってい
	く必要があるかと感じます。
	保育士の確保で言いますと、かつて 40 年ぐらい前は東北地方や北海道
	まで行政が保育士を探し求めて行っていましたが、それと同じような状

況が今起きています。なかなか保育士の確保が難しいというのが現場に いて感じるところです。なぜなら、今は一人っ子が多いですから、大事 に育ててきた一人の娘さんを遠いところや待遇の悪いところでは働かせ たくないと親御さんの意見がはっきりしているからです。そして地域が 限られてきますから、なかなか学生が希望しても、保護者が反対するだ とか通いにくいだとか色々なことが出てきますので、マッチングさせる ことが難しくなっています。それが保育士不足を生んでいる非常に大き な原因になっていると思います。 私どもも高校訪問で高等学校の先生方とお話しますと、必ずしも今ま でのように、高校の生徒は保育士、幼稚園教諭、小学校教諭を憧れの職 業として見なくなってきていて、極端に言えば3Kになってきています。 それをやはり私たちも踏まえないと、保育士の確保は難しいと思います。 どういう施策が効果を発揮してくるかはわかりませんが、とにかくやっ てみる必要があるだろうと思います。 それでは、続きまして次第2に移ります。特定教育・保育施設の利用 定員の設定に係る意見聴取についてです。事務局の方から説明をお願い します。 こども施設 こども施設計画課長でございます。宜しくお願い致します。 計画課長: それでは、議題の2、特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴 取について資料に沿って説明致します。 (資料2.「特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取につ いて」に基づき説明) 高尾会長: それでは、ただいま特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見 聴取について説明がありましたが、ご意見・ご質問がありましたらお願 い致します。はい、田口委員。 田口委員: 田口です。3ページ目の4番と5番について、当面は定員を確保するが、 長期的には供給過剰になると、そういう理解でよろしいですか?という ことは、計画の見直しの話がありましたけれども、今後どうするのかと いうことを当然視野に入れなければならないことなのかと思いますが、 どうなのでしょうか。 高尾会長: では、事務局のほうからお願いします。

こども施設計画課長でございます。市川市の子ども・子育て事業計画 こども施設 計画課長: を作ったのが平成26年になりまして、この時には既に市川市の人口は減 り始めるという予測になっていたのですが、ご承知のように 48 万人と突 破したという形でまだまだ市川市の人口は増え続けておりまして、26年 の人口推計がだいぶ狂ってきてしまっているという形になってきていま す。ですから、この29年度に見直しをした段階で今後につきましてはま だ増えるかというところになるとは思いますが、現在からの待機児童の 予想からしますとまだまだ足りないというふうに私どもは考えておりま すので、今回の保育園の利用定員の設定につきましては妥当な数字であ るというふうに考えております。以上です。 高尾会長: 他にご意見がありましたらお願い致します。幸前委員さん。 幸前委員: 幸前です。前回よりずいぶん資料が詳しくなって、本当にわかりやす くなったと思います。これだとお散歩に行くにはこの道を通るのだとか がわかりますので。人数的なことは今、田口委員さんも仰っていたよう に将来的には供給過剰になってくるかとは思いますが、今すぐの待機児 童の問題を解決してほしいと思います。それで遡って申し訳ないのです が、前回たくさんの保育園の人数を検討した際に、ドラッグストアの2 階の保育園があったと思うのですが、あの時はこういう地図などもあり ませんでした。実際に私も何度かその前のスーパーに行く為にそこの駐 車場に停めたりもするのですが、車よりも自転車の量がすごいです。車 は一方通行ですが、信号が変わるたびにすごい量の自転車が走ってきて、 駐車場に停めた私でさえ車を出すのが怖いくらいの状況です。では、あ の保育園で本当にお散歩に行けるのだろうか。行けないとなると、結構 な人数が2階のあのスペースに入っていますが、3歳から5歳までの子ど もたちがどうやって運動をしていくのだろうとか、その辺りの実際の事 が事前にわかっていればあそこの定員は半分くらいにしておいたほうが いいのではないかというくらいの意見は言ったのではないかと思うので すが、その辺の今までの新しく設置された保育園の待遇ですとか、現実 的に子どもにとって本当に健康が保たれているかという調査は市のほう でされているのでしょうか? 高尾会長: では、分かる範囲でお願いします。

こども施設

新設園につきましては先ほどこども施設運営課長がお話しましたよう

⇒1. mm 目 :	アー用乳造の投道しての後夕地的に付えてよっていた皮皮吹に旧去しが担用
計画課長:	に、開設前の指導とその後定期的に何か月かごとに実際に保育士が現場
	に行ってその場で指導をするという形でやっています。後で書面を出す
	となるとなんだかわからなくなってしまいますので、その場で気付いた
	ことを指導させていただいて、それを書面にして最後報告をして、その
	繰り返しをしています。前回出来ていないものについては指導を繰り返
	すという形をやっていただいています。中にはなかなか忙殺されてとい
	うお話を聞きますので、そういうところは抜き打ちでまた新たに行くこ
	とにして、そういう形で市川市全体の保育の質を同じように保てるよう
	にこども施設運営課の方で担当職員が一生懸命やらせていただいている
	という状況でございます。以上です。
幸前委員:	ありがとうございます。やはり、皆が皆、施設の代表の方が子どもの
	安全だとか成長を思っていなくて、むしろ子ども一人いくらというよう
	なお金の計算しかしていないような代表の方が混じっている可能性もあ
	りますので、ぜひ先ほどもガイドラインのお話が出ましたがその辺りは
	市川市の保育の質を上げていく為に怪しいなと思う部分はチェックを入
	れていってほしいと思います。
高尾会長:	宜しいですか。他にご意見はありますか。では、服部委員さん。
服部委員:	服部です。利用定員の設定案の表の上のところに保育士 8 名となって
	   いるのですが、これは、国の乳児の基準と、もし3歳4歳5歳と別に保
	育室を作ってやるのでは 8 名では足りないと思うのですが、これはどの
	  ように考えて保育士8名と設定されているのでしょうか?それと、0歳児
	をここでは3名と書かれておりますが、増やしますよね。もし増やした
	場合、保育士の数も増やすのでしょうか。ここを確認したいと思いまし
	たので、お願い致します。
高尾会長:	
1147 1244	300 300 10 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
 こども施設	こども施設計画課です。まず保育士の人数につきましては、国が定め
計画課:	ております保育士定数がありまして、資料2ページの真ん中あたり、
H EHW.	(10)職員構成の「※県基準にもとづく必要職員数」というところが
	(10) 職員構成の「然系基準にもとうく必要職員数」というところが ございますが、県の基準は基本的に国の基準と同じですので保育士定数
	こさいまりが、泉の基準は基本的に国の基準と向してりので休月工化数
	必要要件を満たしているということになります。確かに、クラスごとに

保育士を配置すれば足りなくなるのではないかというようなお話はござ いますが、これにつきましては年齢ごとに合同保育を行うような形で部 屋を設計されております。これは一番上の「(9)施設の状況」をご覧い ただきたいのですが、2 歳以上児の保育室の面積は 120 ㎡、必要面積は 95 ㎡です。これは定員に対して児童1人1.98 ㎡必要ということで、そこ から計算しますと定員 48 人に対して 95.04 ㎡必要ということになりま す。この面積については二つの部屋で確保しているということで、こち らの保育園は2・3歳で一つの部屋、4・5歳で一つの部屋と、こういうふ うな形になっております。今現在、認可外保育施設として運営されてい る状況ではありますが、今通っているお子さんの人数はこちらで示して いる定員よりもはるかに少ない人数で現在保育が行われておりまして、 保育士数も保育士定数に比べますと保育士の人数自体は現状では多いと いうような状況になっております。子どもの人数自体が少ないため、今 の時点では年齢ごとの保育ではなく合同保育で対応しているということ で、保育園の運営を開始する時点で保育士が8名だとしても保育士が不 足するという状況にはならないかと考えております。

職員構成の欄を再びご覧いただきたいのですが、看護師を 1 名配置しておりまして、看護師については 0 歳の人数が 4 名以上入所している場合には看護師 1 名を保育士とみなすという規定がございます。定員は 0 歳については 3 名で開始する予定ではありますが、需要の多い地域でもありますので、0 歳についても定員を超えて入所されることも考えられます。その場合には看護師の方 1 名も保育士として数えられるということにもなります。また、その他のところに 2 名ございます。この 2 名につきましては今現在幼稚園教諭の免許をお持ちの方ということになりまして、この 2 名については保育士の資格を取得するために特例の措置を用いて講習等を受けられております。予定では今年中には保育士の資格を取得できる見込みだということで、保育士の資格が取得できましたらこの方々も保育士定数の中に含めて、定員を増やしていくというような計画で進めているところです。以上です。

高尾会長:

では、服部委員さん。

服部委員:

ありがとうございました。つまり、保育士さんはこの後も増えるということで、定員まで今現在は人数がいないということですけれども、保育室自体は4部屋なので定員数になったとしても合同保育という形でやるということですよね。私としては2歳児と3歳児はかなり違いますし、

4歳児と5歳児も、5歳児は次の年には小学校に入学するので、本当の少人数だったらそれも有りかとは思いますし縦割り保育のいいところもたくさんあるとは思いますが、少し疑問がありますし、保育の質としては大丈夫なのかというところは私は見ていて不安があります。4歳児が12名、5歳児が12名となったときに全部で24名ですが、そのまま過ごして4月から入学というときにどうなのかというところはあります。今までの園も私は気が付かなかったのですが、このような感じの園は多いのでしょうか?

#### 高尾会長:

では、事務局の方からお願いします。

# こども施設計画課:

こども施設計画課です。新しく設置される保育園というのは、開設した時にすぐに定員がうまるということはほとんどありません。そういった保育園も稀にありますが例外でして、通常では新しくできた保育園、特に3歳以上については定員がうまらないどころか、お子さんの定員が20名あったとしても入るのは1人や2人で、そのまま一年が終わってしまうということもあります。そういったことも想定した上で、開園当初は保育士定数通りの保育士数で開始していくという計画になっております。

市川市におきましては運営費の中で市川市単独で保育士の人数を増やせるような加算といった措置もとっておりますので、そちらのほうもぜひ活用して、保育士の増員に努めていただくということも今後指導していきたいと思います。以上です。

#### 高尾会長:

では、服部委員さん、どうぞ。

#### 服部委員:

ありがとうございます。待機児童の問題でいつも思うのですが、待機児童の問題というのは大人側の問題で、母親と父親が困っていれば子どもにも影響するので解決する必要があると思うのですが、子どもの目線で見ることも忘れないでいただきたいです。子どもの立場でいたら、特に3歳以上児の場合、少人数というのは少人数でそのまま小学校に入って30人学級などに入ることはものすごく負担が大きいと思います。大人から考えれば3歳以上のお子さんも同じ保育園に預けられてお仕事もそのまま続けられるから良いかと思いますが、例えば3歳以上児があまりにも過剰に少人数になりがちでしたら、5歳児は就学前にある程度の人数を経験させられるようなものを作ってあげられるといいと思います。そ

	の辺りを保育の質ですとか子どもの立場を考えたら何か方法を考えてい ただけるといいと感じました。
高尾会長:	それでは、特定教育・保育施設の利用定員の設定に関しましては特に 異論はないということでよろしいでしょうか。はい、川副副会長さん。
川副副会長:	川副です。意見聴取のことについて少しお尋ねしたいのですが、この子ども・子育て会議の中で意見徴収をする基準というものをお聞きしたいです。昨年開設された箇所について意見聴取は全てなされたのか、それから今年意見聴取の必要な施設はどの程度あるのか、全部が全部なされているのかどうか等の仕組みについてお尋ねしたいと思います。
高尾会長:	では、事務局のほうからお願いします。
こども施設計画課長:	市川市で認可保育園として開設するものについては全てこちらの会議にかけさせていただいております。認可の権限自体は千葉県ですが、それに対して利用定員を定めるというのは全て市川市のこの会議にかけさせていただくかたちになっております。昨年開設した園、補助金を使った園、自主整備の園どちらも含め、全てこちらの会議にかけさせていただいております。今年につきましても先ほど申し上げましたとおり、全ての園についてかけるかたちになりますのでので、今回は1園になりましたけれども、今後最低でも8つは皆さんにご審議いただくというかたちになります。以上です。
川副副会長:	去年少し不思議だったのですが、こちらの会議に諮られないうちに広報などに既に掲載されている園がありました。そのどちらが先なのか昨年も質問したように思うのですが、この審議会の意味というものを不思議に思いました。以上です。
高尾会長:	では、事務局のほうから説明をお願いします。
こども施設計画課長:	こども施設計画課でございます。今回の子ども・子育て会議にかけているものは利用定員の数の妥当性というところでご意見をいただくというかたちになっております。認可保育園の整備は千葉県の方で進めておりますので、保育園の整備自体は別のステージで動くというかたちになります。認可をするにあたって利用定員の設定をどうしようかというと

	ころで皆さん方のご意見をうかがうというかたちになりますので、認可保育園の整備自体は先に進めさせていただきます。これを受けまして認可というかたちを千葉県の同じような会議にかけさせていただいて、例えば4月開園の園ですとだいたい1月くらいに千葉県の会議にかけていただいて認可自体は3月の20日過ぎくらい、下手をすると3月の28日ですとかそれくらいに認可が下りるという手順で動いております。以上です。
高尾会長:	他にはよろしいでしょうか。それでは、利用定員の設定に係る意見聴取につきましてはこれぐらいにさせていただきます。 続きまして、次第の3、1~3号認定利用者の保育料についてです。 事務局から説明をお願い致します。
こども入園課長:	こども入園課長です。それでは次第 3、1~3 号認定利用者の保育料についてご報告申し上げます。まず資料の 3 をお願い致します。 (資料 3.「1~3 号認定利用者の保育料について」に基づき説明)
高尾会長:	ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見・ご質問がありましたらお願い致します。では、服部委員さん。
服部委員:	服部です。先ほど保育士の待遇だとか色々な事が出まして、そこには保育士さんの時給の問題などお金の問題も入っていると私は解釈しているのですが、保育料が今、安くなることはとてもいいことだとは思いますが、大丈夫なのでしょうか。待機児童の問題があって、保育士さんも他から来た場合は生活費の一部を出すとか、色々な補助とか、設備の事などお金のかかる問題を先ほどまでお話していた中で、最後にこのことが来ましたので市川市は大丈夫なのかと少し心配になりましたが、その辺りはいかがなのでしょうか。
高尾会長:	では、事務局のほうからお願いします。
こども施設 運営課長:	こども施設運営課長です。部分的なご回答になるかもしれませんが、 保育園の運営費というものは国が公定価格として決めております。公定 価格という一枚の大きさのものがあるとすると、保護者からもらう保育 料はこの範囲だということが決められています。今回、元々親に負担さ せなければいけなかったところの親の負担を外して、国や県として負担

	をするという仕組みになりますから市川市としても負担は少し増えます が、その分国や県からお金が来るという仕組みになります。親は負担を
	せずに国・県・市が負担をするという仕組みになってまいりますので、
	   親御さんは恐らく喜ばれますし、少子化対策という側面を捉えてやって
	いるものかという理解はできる気がします。以上です。
服部委員:	ありがとうございました。つまり、県や国からの補助が以前よりも増
	えたということでよろしいでしょうか。市川市というか、千葉県は保育
	料が高くありませんでしたか?東京に比べて、23 区内から引っ越してこ
	られると市川市は保育料が高く感じたと思います。一時は倍ぐらい違っ
	たと思うのですが、今回安くなってすごくいいことだと思いますが、国
	や県の補助が今年度から増えたということでよろしいでしょうか。
高尾会長:	新しい制度がそうだということです。
服部委員:	ありがとうございます。
	Mary 1 7 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
高尾会長:	他にはよろしいでしょうか。はい、村上委員さん。
   村上委員:	村上です。子どもの貧困対策として非常に素晴らしいものだと思うの
17工发展:	ですが、市川市の保育料の切り替え時期が何年か前に変わりましたよね。
	前年度の市民税の額に応じて保育料の切り替え時期が変わったと思うの
	ですが、これは実際にこの国の制度改正が市川市民に反映されるのはい
	つからになるのでしょうか?
高尾会長:	では、事務局のほうからお願い致します。
こども入園	こども入園課長です。この改正というのは平成28年4月に遡って行わ
課長:	れます。先ほどの保育料の切り替えというのは国全体で制度が決まって
	おりまして、9月から保育料が変わるというかたちをとっております。た
	だ、この制度については 4 月から遡及してということになりますから、
	既に保育料をお支払いいただいている方に関しましては多く払っていた
	だいている方にはお返しするという作業を行っております。
村上委員:	わかりました。

高尾会長:	他にご意見がありましたらお願い致します。よろしいでしょうか。 子育て対策としては非常に重要な意味を持ちますが、国が考えている ように少子化対策にはならないと思います。少子化とは別の問題なので すが、それを混ぜて考えられているところに非常に問題があります。こ れは子育て対策であって、少子化対策ではありません。少子化というの は子どもを産まなければならないからです。貧困対策としては重要だと 思います。 はい、川副副会長さん。
川副副会長:	違う質問は可能でしょうか。
高尾会長:	可能ですが、会議室の時間の制限がありますのでその範囲でお願い致します。
川副副会長:	こども入園課のに関連がありますので質問をさせていただきたいのですが、以前から私は祖父母世帯と同居するということが非常に重要なことと言い続けてきて、内閣府も色々な法律を変えてくださってきました。市川広報の6ページに多世代家族、子育て世帯を応援しますと掲げていましたので、市川市も同意をしてくれたのだと嬉しく思いました。こども入園課にどのような関連があるかと申しますと、同居している家庭は点数を減点するということは今でも変わらないのでしょうか。以前の回答では3年後に見直すということで保留のままにしていたのですが、市川市が多世代家族の子育て世帯を応援しますというのなら、ぜひ同居の点数の減点をなくしていただきたいと思うのですが、現状はどのような状況か聞かせていただきたいと思います。
高尾会長:	では、事務局のほうからお願い致します。
こども入園	こども入園課長です。お話のとおり、65歳未満の同居の方がいる場合
課長:	にはマイナス 3 点というかたちで今は入園の申込みの際の利用基準を決めさせていただいております。ご質問の3世代についてですが、やはり同居をしている方の中に保育ができる方がいらっしゃれば保育園の必要があるのか、まず基本的にはご親族・ご家族の中でお子様を育てていくということが重要なポイントだと思っております。ですから逆に言えば、そういった中でお子様が見られる方がいらっしゃるのであれば、見られない方との差をつけるべきというところで現在はマイナス 3 点という点

	をつけさせていただいております。以上でございます。
川副副会長:	反論させていただきたいと思います。保育に欠けるという児童福祉法の時代の発言で、驚きました。この会議の資料3、2号認定と3号認定のところに、お子さんが満3歳以上児で保育の必要な事由と書いてあります。新しい制度は正にこれに変わったわけです。検討していただきたいと思います。
こども入園課長:	訂正させていただきます。保育を必要なということで、保育を希望する場合というかたちで訂正させていただきたいと思います。大変申し訳 ございません。
川副副会長:	それで点数は足されるのですか?
こども入園課長:	利用の基準につきましては、これが固定ということではございません。 利用基準については見直しをかけて、必要のないものはやめる、また必要のあるものは作るというようなことをさせていただいておりますので、これが入園についてずっとこの点数で続いていくということではございませんので、またそれについては検討をさせていただきます。以上でございます。
川副副会長:	ぜひ、市川市が多世代家族の子育て世帯を応援すると堂々と言っているわけですから、改善していただきたいと思います。ありがとうございます。
高尾会長:	はい、幸前委員さん。
幸前委員:	幸前です。ただいまの川副先生とのやりとりの中で一つだけ疑問に思ったのですけれども、例えば65歳以下の方との同居でマイナス3点とありましたが、その方がいるというだけでマイナス3点になるのか、それとも今はほとんど70歳位までお仕事をされている方が多いと思うのですが、皆さんがお仕事をされているとか、親の介護をなされているとか、ご自分の人生を過ごされていてお子さんの面倒がみられないという場合と、そうではない場合は点数の差があるのか、そこをお聞かせ願いたいです。

## こども入園 課長:

こども入園課長です。少しご説明が足りなかった部分で申し訳ありません。お仕事をされていれば当然就労証明書というものを出していただきますので、これはマイナス点にはなりません。マイナス点につきましては、なにもされていらっしゃらない場合になります。ご説明が足らず申し訳ありません。以上でございます。

#### 高尾会長:

よろしいですか。他にご質問があればもう少し時間がありますので。

#### 川副副会長:

川副です。障害を持っているお子さんや、課題を抱えているお子さんの事に関してご質問させていただきたいと思います。以前市川市では、この課題を抱えるお子さんについては補助制度がありました。3万円を少し超える金額をずっと補助していただいていたのですが、市川市が制度を改正するときに、この制度が無くなりました。いつ復活するのかというふうに現場は考えておりますが、なかなかそれが復活せずに今まできているということがずっと気になっておりましたので、その点について復活の可能性があるのかどうかというのを一点お聞きしたいです。

二点目はこども入園課の方に関連するのですが、公立保育園に障害をお持ちのお子さんたちをすごく積極的に受け入れていただいていたのですが、最近はどういった状況になっているのかお聞きしたいです。なぜなら、民間保育園に障害をお持ちのお子さんがすごく殺到されています。その方たちの点数が高いために、受け入れの協議が全くされないまま固定したままになっていて、待機児童の方たちが入れないという状況が起きています。以前、入所に関して障害をお持ちの方たちに対する差別解消法というものが国でも出来て、今年から施行されていると思うのですが、やはり市川市でも当然その方たちを受け入れていくという積極的な政策が必要ではないかと思っております。そういたしますと、どこで受け入れをしていくかということも検討していただきたいですし、受け入れをする上ではそれなりの環境整備をしていただきたいと思います。職員の配置も、それなりに配置をしていただきたいです。

もう一つ、私どもの園は認定こども園になって、1号認定があります。 実は1号認定のお子さんは、障害をお持ちのお子さんを優先的に私ども の園では受け入れております。ところが、1号認定は教育委員会の所管 ですので補助が出るかどうかわかりませんというふうに言われてしまい ました。その点に関しても教育委員会のほうではどのように考えていら っしゃるのかお聞きしたいと思います。教育委員会ではなく、こども施 設運営課の方で考えて下さるということであればそちらでも大丈夫だと

思います。以上です。 高尾会長: それでは、事務局の方で答えられる範囲でお願い致します。 こども施設 こども施設運営課長でございます。まず、一つ目の保育園の障害児の 運営課長: 補助金の、3万円というお話がございました。平成27年度までに、実は このなくなったと思われていたものがある程度復活をしています。こち らは川副先生もご存知かと思いますが、例えば療育手帳や障害者手帳を お持ちの方や、段階を追っていって例えば発達センターに通っていらっ しゃる方ですとか、そこまでは上から4区分と我々は呼んでおりますが、 そちらまでは一応人件費的な助成をさせていただいております。保育園 の中で人を手当てするために使っていただくための目的のものでござい ます。一番下の、気になるお子さんというところについては、これは中々 認定も難しいのですが、公立保育園もキャパシティ的に一杯一杯で、民 間保育園については新しい園も出来ますし、受け入れる経験を積んでい ただいて地域全体の受け皿に皆でなっていただこうということを考え て、そういう仕組みになっております。気になるお子さんレベルについ ても、人手が必要であれば積極的に支援をしていこうと考えております。 これは内部で財政的な支援の仕方の整理をした上で、できれば今年度、 あるいは来年度からの適用ができればいいかと検討を加えているところ でございます。 それから、これは私の方でお答えしてよろしいのかわかりませんが、 入園の際に障害を持ったお子さんが先頭で待っていらっしゃるというケ ースの問題でよろしいでしょうか。市川市の保育園では、例えば看護師 を公立に限った話で申しますと、看護師の正規職員は5名、市の中には おります。そういった体制の中で、障害をお持ちのお子さんやあるいは 気になるお子さんをより積極的に受け入れていって、ありとあらゆるお 子さんに対応できるかというと、これは現実的に難しいと現状では考え ています。そのようなこともあり、応諾義務をどう考えるかというご質 問があったかと思いますが、現状の公立保育園、あるいは民間保育園の 体制の中でここまではいけるだろうという判断を個別にしていかざるを 得ないと思っております。ですから、保護者の方のご希望でこちらにど うしても入りたいという事例があっても、これは残念ながらお受けでき ません。例えば、気管切開があり医療的な吸引が必要なお子さんがいた

ら、そのような医療的な知識を持ったスタッフがいなければ安全にお受けできません。そうすれば他のお子さんにも関係してきますので、その

	ようなことを総合的に勘案して個別に判断させていただこうという方向で現在検討しているところでございます。以上です。
高尾会長:	1号認定のことについてはどうですか。
こども入園課:	幼稚園や保育園の補助につきましては1号2号3号という区別ではなく、幼稚園に対する補助、保育園に対する補助で対応しております。新制度に移りまして、1号2号3号と枠ができましたが、その補助につきましては、こども施設運営課と検討しているところです。
高尾会長:	それでは、よろしいでしょうか。はい。吉原委員
吉原委員:	吉原です。今のご説明の中で、具体的にはどのようなかたちでどうなるのでしょうか?今のご説明では意味が理解できそうでできませんでした。1号認定と、基本的に施設型給付に移っているか移っていないかの問題がありますので、そのあたりの解釈はどうなるのかご説明いただきたいです。
こども入園課:	幼稚園の障害児に対する補助につきましては、新制度に移行をする・しないに関わらず、園に対して補助をしている状況です。先ほど1号認定の話がありましたが、新制度に移った幼稚園の中には、2号認定でも幼稚園に通っているという方がいらっしゃいます。その方の利用につきましても、幼稚園の利用として補助をしています。1号だから補助をしますという仕組みはありませんので、その辺りについては少し検討をさせていただきたいと考えています。
高尾会長:	今の理解は、幼稚園はそれでいいわけですよね。保育園、認定こども 園の1号認定はどうしたらいいのかという質問だったと思うのですが。
こども入園課:	保育所型の認定こども園の1号認定の補助につきましては、検討をさせていただきたいと思います。
高尾会長:	それでよろしいでしょうか。
川副副会長:	検討していただいてダメでしたという結論ではなくて、どうにかしま すと言っていただきたいくらいです。それからもう一つ、こども施設運

	営課長が先ほど、4区分という、発達センターに通われているお子さんについては補助を出しているとおっしゃっておりましたが、その4区分の区分の違いを教えていただきたいと思います。
 こども施設	こども施設運営課長です。障害児の取扱については教育センターほか
運営課長:	4つの区分というピラミッドがあるのですが、ここは細かく図でご説明 しないと中々お分かりいただけないと思いますので、また改めて資料を
	先生にお見せしたいと思います。先ほどの障害児、幼稚園と保育園、認
	定こども園の関係についてはこども入園課の担当がご説明した通りなのですが、教育としてどう捉えるのか、保育園としてどう捉えるのかとい
	うのは我々が今ディスカッションをしている中での一つのポイントであると思っておりますので、そこは教育委員会も交えて教育を受ける子ど
	もとしてどう支援をするのかというところを議論に入れていかなければ
	なりませんから、そちらはもう少しお時間をいただいて結論を出させて
	いただきたいと思います。
高尾会長:	それでは、予定しておりました内容を越えてお時間の範囲内で検討し
	てまいりましたが、これにて平成28年度第1回市川市子ども・子育て会
	議を終了致します。

## 【 午後3時00分 閉会 】